

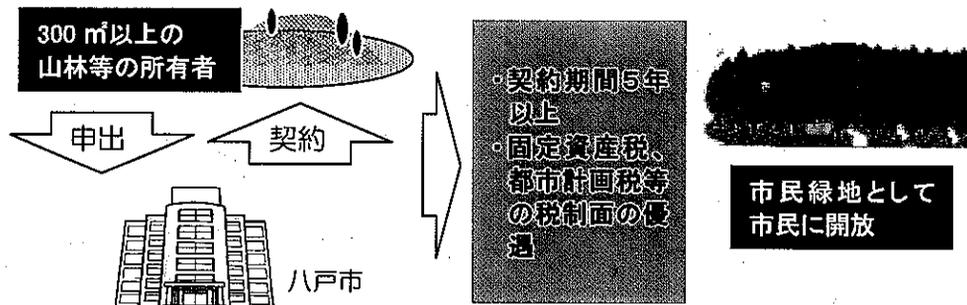
4. 八戸の風土・樹林地、農地等の保全を図ります

樹林地の保全

①市民緑地制度を活かした樹林地の保全

市街地内の樹林地や市街地周辺部の里山については、適正な維持管理を図るとともに気軽に緑にふれあう場として利用するため、所有者やボランティア団体等との連携のもと、「都市緑地保全法」に基づく市民緑地に指定し、保全を図ります。

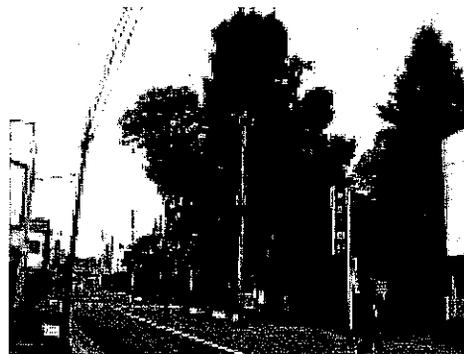
■市民緑地ができるまで



②保存樹・保存樹林の指定による保全

市街地に残る古木やまとまった樹林地は、地域の歴史を物語る資源であり、街並みに風格を与え、地域のシンボルとなっているものが多く見られます。このため、これらの樹木・樹林地については、「都市の美観風致を維持するための樹木に関する法律」に基づく保存樹・保存樹林の指定を行い積極的に保全に努めます。

また、保存樹、保存樹林を枯損等から守るために、所有者への維持管理費の助成や樹木医の派遣等の支援を行います。



神明宮の御神木



対泉院のイチヨウ

③緑地保全地区の指定による保全

環境保全や景観形成、防災上、特に重要かつ良好な樹林地については、「都市緑地保全法」に基づく緑地保全地区の指定を検討します。

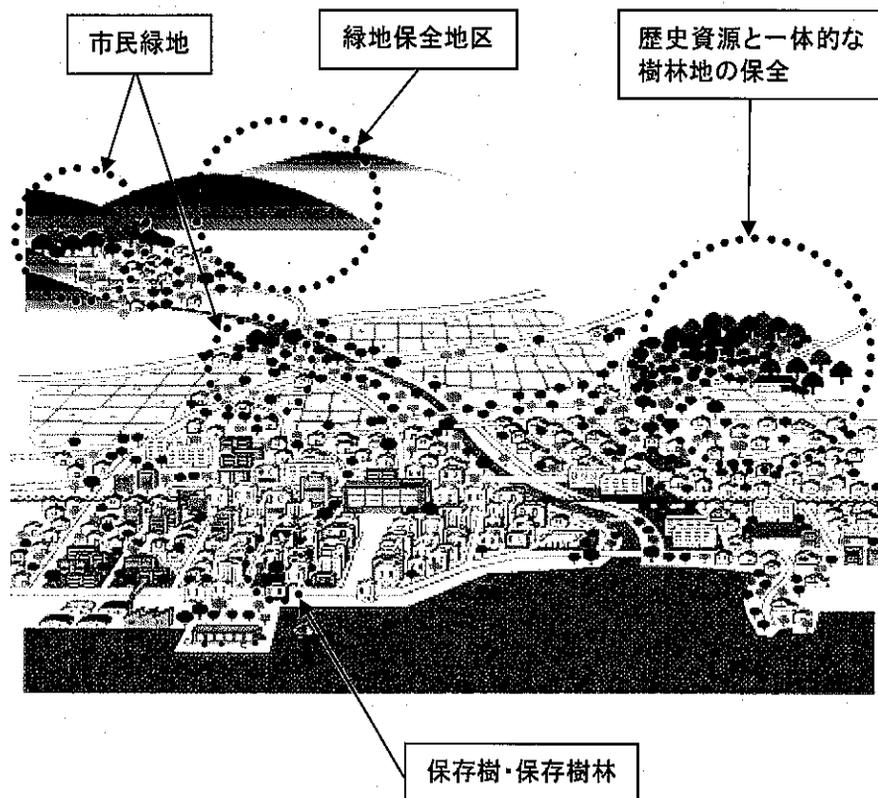
④歴史資源と一体的な樹林地の保全

市内には、櫛引八幡宮や長者山、対泉院等の歴史のある社寺と後背の樹林地とが一体となった、趣のある景観が残されています。今後も、これらの社寺と一体となった樹林地の保全を図ります。特に保全が必要な樹林地については、歴史資源と一体的な文化財指定あるいは保存樹・保存樹林の指定を検討します。



櫛引八幡宮

■緑地の保全施策の展開イメージ



⑤水源涵養林の保全

市では、蟹沢水源上流域の樹林地を取得し、水源涵養機能を発揮できる樹林地「水源涵養林」を保全しています。今後も適正な維持管理のもと樹林地の保全を図るとともに、面積の拡大に努めていきます。

⑥市街地後背の樹林地の保全

市街地の周囲に広がる樹林地は、馬淵川や新井田川等の水源の涵養、生き物の生息空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を果たしています。今後とも地域森林計画対象民有林や保安林の指定等を継続させつつ、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。



保安林

農地の保全

①優良農地の保全

市内の農地は、稲作や野菜づくり等の生活を支える基盤であるとともに、身近な生き物の生息環境等、多様な役割を果たしています。これらの機能を維持するためにも、「農業振興地域の整備に関する法律」の適正な運用を図り、優良な農地の保全に努めます。また、認定農業者の確保や新規就農者の支援を行ない、農業を担う人材を育成します。



農地

農地と一体にある農業用排水路は、用水の供給とともに生き物の生息環境等の役割もあるため、用水路の整備に際しては自然環境に十分に配慮します。

②休耕地の有効活用

市街地内やその周辺部においては、後継者不足や減反等により耕作が行われていない休耕地がみられます。これらの農地については、市民農園としての活用や景観作物の栽培等多様なニーズに応じた利用を検討します。

大分市

緑の保全及び創造に関する条例及び緑の基金条例について

大分市は、平成10年4月から2ヵ年をかけ、市民にわかりやすいことを主眼にした「大分市緑の基本計画」が策定された。

市全体の緑地の現況量は、24,910haと市域の69%を占め、恵まれた状況にあるといえるが、市街地内での緑地率は5.3%と市街化調整区域との差が激しい。また、緑の基本計画の作成にあたって小学生や学校関係者などの協力により、小学校、公民館など30ヶ所と大分地方気象台を含む公共公益施設3ヶ所



所でヒートアイランド現象の調査を行い、気温、湿度の測定をし、市街地中心部と郊外の気温の差が約3℃から5℃になることがわかった。

基本計画は目標年次を平成32年とし、緑地に対する全体目標を「市民一人1本緑を植えよう育てよう運動を推進する」とし、将来像を実現するため次の3つの基本方針を定めている。

1. 緑を守り次代に残す。
2. 緑を創り増やす。
3. みんなで考え、行動する。

緑の基本計画を具体的に事業展開していくために、「大分市緑の保全及び創造に関する条例」が平成13年4月1日から施行された。

緑の保全や創造に関し様々な事項を調査、審議するために、「大分市緑の政策審議会」が設置され、学識経験者5名、関係行政機関の職員4名、市民代表6名で構成されている。

緑の政策審議会の役割は、次のこと等を審議し、市長に意見具申をする。

- ① 緑の基本計画を定めることについて（条例第6条4項）
- ② 緑保全地区の指定をしようとするとき（条例第8条3項）
- ③ 無届若しくは虚偽の届出により行為をした時に行為の中止及び原状回復命令を行う場合（条例第14条2項）
- ④ 緑保全地区内の土地の買入れを行おうとするとき（条例18条2項）
- ⑤ 緑保全地区内の土地所有者等と郷土の緑保全協定を締結するとき（条例第19条3項）
- ⑥ 名木保存の指定等に関すること（条例第23条1項2号）

条例第1条では

目的として、緑の保全及び創造について基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該緑の保全及び創造に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、市民等と一体となって緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保及び向上に資することとしている。

第7条では

緑の存する地区を郷土の緑保全地区として指定することができるとしている。

第11条では

緑保全地区内の行為の届出を義務づけている。

第14条、15条、16条では

無届または虚偽の届出による行為をした場合、行為の中止及び原状回復命令、違反事実等の公表、立入調査権の行使を規定している。

第17条では

土地買取り希望の申出

第18条では

土地の買入れを行うことができるとしている。これについてはまだ事例がないので、買入れ金額の算定等については定まっていない。

第19条では

土地所有者等との間において郷土の緑保全協定を締結することができるとしている。

第22条では

市、土地所有者、市民、事業者に緑の創造の努力義務を規定している。

また、「大分市郷土の緑保全協定助成金交付要綱」第3条により、保全協定に係る土地を所有している者の助成金の額は次のとおりとしている。

- ① 当該年度分の税額を完納した場合における当該税額のうち保全協定に係る土地に課された固定資産税額、都市計画税相当額
- ② 保全協定に係る緑の維持管理費に係る助成額として、土地面積1平方メートルにつき4円を乗じて得た額

更に、緑の保全及び創造に関する条例による「土地の買入れ」、「保全協定に係る助成」等の資金として、「大分市緑の基金条例」を制定し、第2条で積み立ての額を次の①と②の合計額としている。

- ① 基金への積立を指定された寄付金の額
- ② 一般会計歳入歳出予算で定める額（13年度は1億円）

視察の対応をしていただいた大分市職員の、職務に精通していること、緑の保全に強い情熱を持った姿勢で仕事に取り組まれていることが強く感じられた。



みんなで守ろう兵庫の緑

「県民緑税（仮称）」の導入について

森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、水の貯留、気候緩和や大気の浄化をはじめ、土砂の流出防止、火災の延焼防止、安らぎの空間の創出など多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接に関わっています。

しかしながら、森林の荒廃や都市の緑の喪失が進み、兵庫県の緑は早急な整備が必要となっています。特に、この度の一連の風水害では、森林をはじめとする「緑」を整備することの必要性が改めて強く認識されました。

そこで、兵庫県では、県民の共通の財産である「緑」を守り次の世代に引き継いでいくために、「県民緑税（仮称）」（県民税均等割の超過課税）を導入して、「緑」の保全・再生に関する事業を早期・計画的に推進することを考えています。

この度、「県民緑税（仮称）」の案とそれを活用する事業案をとりまとめましたので、県民の皆様にお示しするとともに、ご意見をいただき、さらに検討を進めたいと考えています。

「緑」の現状と課題

多様な公益的機能を有し、県民の生活に密接に関わっている「緑」、特に森林は、従来は森林所有者の経済活動や薪炭材の採取等の地域住民の生活の営みにより手入れや保全がなされてきました。

しかしながら、社会経済環境の変化に伴って、森林と生活との関わりが薄れる中で、森林は十分な手入れが行われなくなり、また、都市地域では、都市化の進展に伴う開発やアスファルトなどの人工的な土地利用等により緑が大きく損なわれてきました。その結果、「緑」が持つ多様な公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念される状況となっています。

求められる早急な対応

緑、特に樹木が公益的機能を十分に発揮するためには、多くの労力と長い年月が必要であり、一度その公益的機能が失われると回復・再生に長期間を要し、必要としたときにすぐに創り出すことはできません。

荒廃が懸念される森林の整備、絶対的に不足する都市地域の緑の再生が必要です。

こうした緑の保全は、これまでのような森林所有者等の一部の人々の活動では進めがたい状況となっており、県民共通の財産である緑の保全を社会全体で支え県民総参加で取り組むことにより、次の世代に、多様な公益的機能が十分発揮される豊かな緑を引き継ぐ必要があります。

「県民緑税(仮称)」の検討経緯

兵庫県では、こうした緑の現状と課題に対し、平成15年11月に「緑の保全のための税検討委員会」を設置し、緑の公益的機能の保全のために、課税自主権を活用した課税の仕組み、税の用途等について検討を進め、平成16年9月に中間報告書を公表し、県民の皆様からご意見・ご提言を募集しました。

そして、皆様から寄せられましたご意見等を踏まえ、同委員会から、平成16年12月に『「兵庫県における緑の保全のための税についての検討」最終報告書』が知事に提出されました。

「県民緑税(仮称)」(案)の概要

兵庫県では、委員会の最終報告を受け「県民緑税(仮称)」の案を次のとおり提案します。

緑の保全・再生には適正な整備が必要ですが、社会経済情勢が変化中、こうした整備はこれまでのように森林所有者等の一部の人々の活動では進めがたくなっています。このため広く県民の皆様に参加と負担を求めるものとして、「県民緑税(仮称)」の検討を進めました。

課税方式	県民税均等割の超過課税													
納税義務者	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人 〔 県民税均等割が課税される人が対象となるので、一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。 〕 法人：県内に事務所等を有する法人等													
超過税率 (年額)	個人：800円 (現行の個人県民税均等割の標準税率 年1,000円)													
	法人：超過額は標準税率の均等割額の10%相当額													
	資本等の 金額	1千万円 以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超								
税額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円									
税収規模	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>年間(平年度)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>約17億円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>約4億円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約21億円</td> </tr> </table>						年間(平年度)	個人	約17億円	法人	約4億円	計	約21億円	〔平成14年度の納税義務者数等を基準に試算〕
	年間(平年度)													
個人	約17億円													
法人	約4億円													
計	約21億円													
課税期間及び課税開始時期等	5年間(5年経過する時点で、税導入の効果、社会情勢等により見直しを検討します。) ・個人：平成18年度分～平成22年度分 ・法人：平成18年4月1日～平成23年3月31日の間に開始する事業年度分													
用途明確化	・用途は森林整備及び都市の緑化に限る。 ・税の用途を明確にする仕組みとして、基金を創設する。													

『「兵庫県における緑の保全のための税についての検討」最終報告書』の骨子

- 社会経済環境の変化に伴い、緑の多様な公益的機能の発揮に支障が生じ、洪水や土砂崩れ等の災害の発生や地域環境の悪化など県民生活への悪影響が懸念される状況となっており、緑の整備・保全に早期かつ計画的に取り組むことが重要な課題。
- 今後の森づくり、都市の緑化の取組としては、森づくりについては、里山林の整備や高齢人工林の整備、社会全体で森林を保全する仕組みづくりが必要であり、都市の緑化については、小規模オープンスペースの緑化等による緑のネットワークの形成などが必要。
- 緑の多様な公益的機能を維持するための負担については、その公益的機能が県民生活の全般に関連しており、その公益的機能からの恩恵は全ての県民があまねく享受しているという観点から、地域社会を構成する県民が広く均しく負担を分かち合うという考え方が適切。
- 課税方法は、①「県民税均等割の超過課税」、②「法定外目的税の創設」が考えられるが、①は既存制度の活用であり、新税創設による社会的コスト等の新たな負担増が少なく、より実現性が高い。
- 具体的な課税案
 - ・ 課税方法：県民税均等割の超過課税
 - ・ 税 率：(上限の目安として示された負担水準)
 - 個人 超過税率 1,000 円
 - 法人 超過額は標準税率の均等割額の 16%相当額 (3,200 円～128,000 円)
 - ※ 地域社会の構成員に広く一定の負担を求めることから、その負担は極端に重いものにならないようにする必要がある。緑の保全には多くの費用がかかり、これを全て新たな税で賄うとすると税率は相当高い水準になるため、新たな税の税収は、緑の保全のための施策の一部を賄うものとならざるを得ない。
 - ※ 森林保全に取り組んでいる先行県は、概ね個人 500 円、法人は標準税率の 5%相当であるが、兵庫県は都市の緑の保全・再生も重要な課題として取り組む必要があることから、税が充当される事業の範囲は先行県より幅広い。
- 県民の理解を得られる水準の税率とした場合、緑の保全のための税の税収自体は、緑を保全するための施策の一部を賄うものとならざるを得ないが、新たな負担により緑の重要性や、保全に対する県民の理解や関心が高まることにもつながる。
- 県民税均等割は普通税であることから税の用途を明確にするための仕組みが必要であり、基金の活用が考えられる。

まちづくり「緑と水辺」分科会

テーマ 失われる「緑と水辺」その保全と創出



分科会メンバー

リーダー 池畑輝男

- ・ 石垣幸子
- ・ 小澤慎太郎
- ・ 吉川紀夫
- ・ 鈴木伊保子

平成15年10月5日

うるおいとやすらぎのある緑と水辺を目指して

1 はじめに

平成12年度「魅力あるまちづくり分科会」でまとめられたまちづくりのキーワード「緑・水・人・路」の中からまちづくりの基本である既存の緑を生かしたまちづくりを念頭に平成13年度は緑の現況把握と市の取り組みについてまとめましたが、現在建設中の常磐新線と区画整理事業によって当市の緑は大幅に減少することがわかり、ここでなんとか減少に歯止めをかけなければとの思いから今年度は歯止めをかけることと新たに増やすこと、すなわち緑の「保全と創出」とあわせて「水辺」の自然環境について、まとめることとしました。

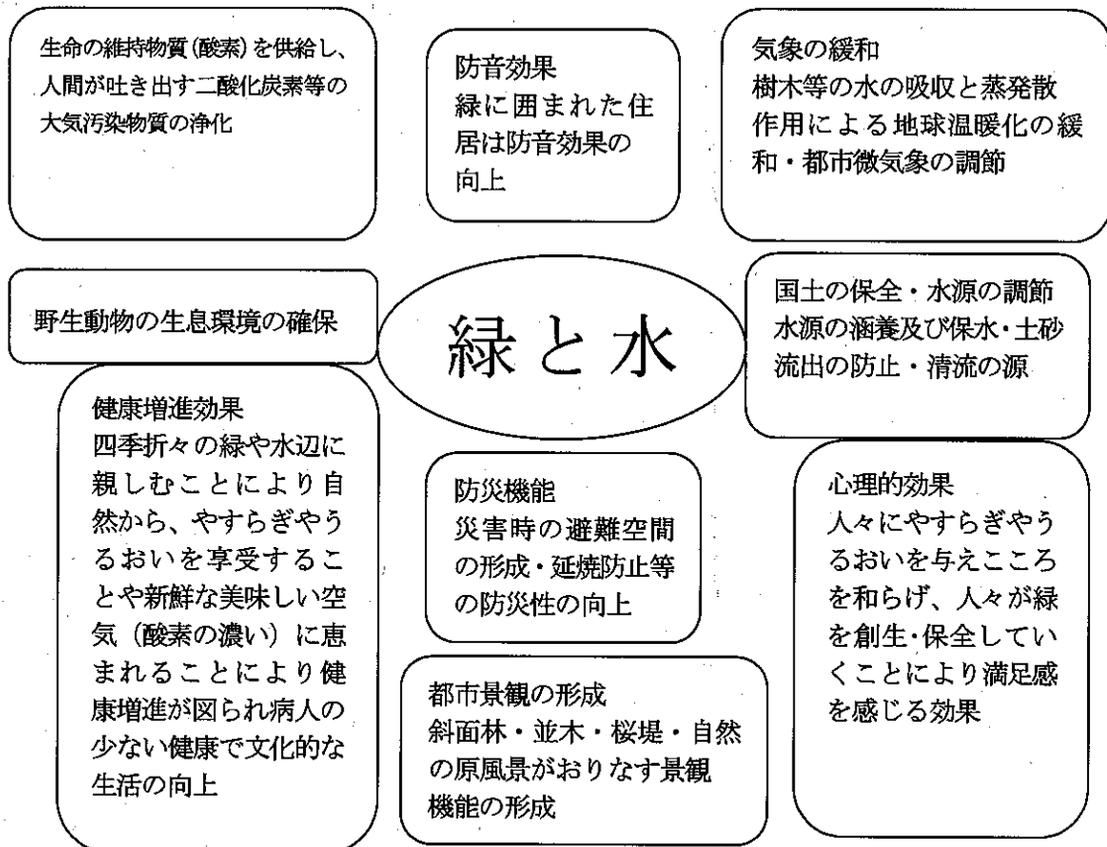
2 失われる「緑と水辺」 その保全と創出

(1) 住宅都市における「緑」と「水辺」の機能

生活環境の周辺に緑や水辺などの自然が存在することは、人々の暮らしの中での憩や癒しの空間、動植物などの生息空間、地球の温暖化を緩和する機能、まちの景観向上、そして、その自然環境が多い程人々や都市活動から発する炭酸ガスを吸収し新鮮な酸素を供給するなど、さまざまな機能を果たすことが期待されます。

人々はこの生命を維持するための空気(酸素)を供給し、うるおいとやすらぎをあたえてくれる自然の仕組みを忘れ、生活しているのではないだろうか。

そして緑や水辺は概ね次のような機能を果たしています。



(2) 緑と水辺の現況

① 緑の現況

緑の指標である緑被率は平成8年49.7%(緑被1754.1ha)、常磐新線および区画整理事業による緑の喪失により平成17年以降緑被率は40.1%(緑被1414.9ha)となり約9.6%の減少となります。一方都市公園や都市緑地は80.9ha(平成13年3月現在)区画整理事業による公園等の創出27haを合せて107.93ha、平成22年区画整理事業の完成以降の1人当たり公園面積は5.4㎡となり、現在市民緑地やふれあいの森等の借地を合せて約6.1㎡と推定されます。

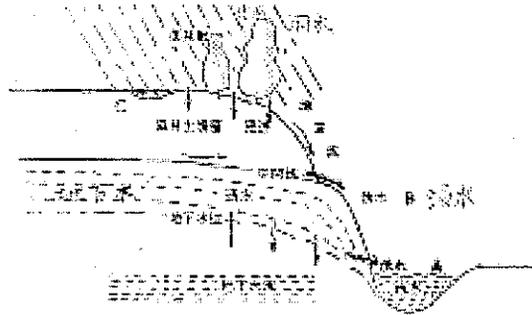
② 河川の現況

江戸川、利根運河、富士川、大堀川、今上落など国や県が管理する河川をはじめ市が管理する上富士川、諏訪下川、八木川、など水辺に恵まれた地域となっています。

これらの河川は水質の改善が進んで来つつありますが親水(BOD5.5mg/l以下)として市民が親しめる河川は少なく現在坂川の上流の野々下水辺公園(時間限定の水の放流のため魚の溜まり場がない)や利根運河水辺公園(水は汚れている)等数少ないのが現状です。

③ 湧水の現況

湧水は市内に多く点在しており、現在確認されているだけでも28箇所以上有り、そのうち市の整備によるものが2箇所となっています。また常磐新線により喪失寸前の箇所も数箇所見受けられます。



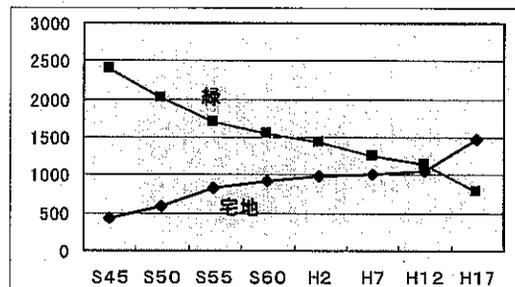
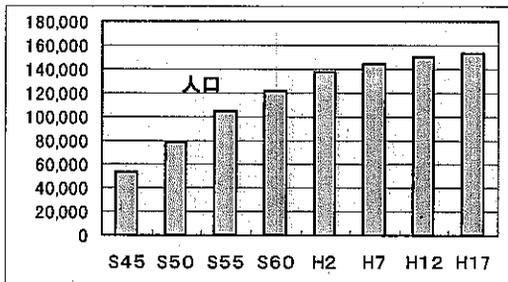
④ 市民の森の現況

市民の森(ふれあいの森、散策の森)は現在21箇所14haが地権者の協力により設置され市民の憩いの森として親しまれています。これらはいずれも民有地のため現在借地(賃借)であり今後地権者の高齢化および相続税(物納)による借地解消も予想(既に4箇所返還)され、法による緑地保全地区指定や都市公園としての移管をも視野に入れて対処しなければならぬと危惧されます。

緑と人口の経年変化

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	
人口	人	53,486	79,003	103,861	121,198	137,317	144,863	149,287	153,000
宅地	ha	435.2	585.5	818.8	914.0	988.5	1,008.4	1,056.0	1,470.2
緑	ha	2,385.4	2,006.4	1,696.6	1,541.9	1,434.4	1,244.0	1,147.6	781.4
公園	ha	0	0	0	41.75	66.12	70.61	80.87	118.8

※ H17の人口は推定値、宅地、緑、公園はH17年以降の値、緑(山林・畑・田を含む)



河川の水質 BOD 濃度の経年変化 (BOD75%値) 単位: mg / ℓ

	H4	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
利根運河	9.2	9.1	4.8	10.0	8.6	5.5	8.0	8.1	7.2
大堀川	43.8	35.8	39.0	30.0	19.0	20.1	15.3	10.5	8.7
今上落	6.8	7.2	6.9	6.3	7.2	4.8	5.1	7.2	5.2
坂川		17.3	15.3	13.0	11.0	8.7	6.2	6.0	3.2
富士川		14.4	17.8	13.0	8.6	9.4	9.3	6.2	3.7
上富士川	15	20.1	15.5	10.0	8.0	14.0	12.4	13.4	9.3
神明堀	25.8	31.9	15.3	16.0	12.0	11.1	19.2	16.4	11.5
諏訪下川	28.5	17.2	31.0	23.0	19.0	8.6	14.8	11.2	9.3

(3) 緑の保全と創出

流山市は、都心から30km以内であって「緑」が多く残った「都市」として今日まで云われてきました。その緑などの多い環境を求めて、人々が住むようになり急激に都市化が進み、緑や農地の減少をみることになった。さらに現在建設中の常磐新線や大規模な区画整理事業によって残された緑は激減してきました。

一方当市は斜面林等の緑の縁に囲まれた中の都市、そしてその中心に総合運動公園をはじめ市街化調整区域として残されている新川耕地、古間木・野の下水辺公園・松ヶ崎地域の低地は斜面林と調和がとれ優れた自然景観は、当市のシンボルとして誇れる資産であります。

現在残された緑を保全し、緑の減少に歯止めをする方策と常磐新線等による大規模な区画整理事業によって減少した緑の回復および今後これら事業の影響による隣接地付近のミニ開発等によって市街化区域の農地や緑が減少することが推測され緑に対する土地所有者の理解と協力を得ながら緑の保全に努める必要があります。

また、市内の川や小川は下水道の整備遅れから生活水などの放流によって、水は汚濁され水辺に親しむ環境が程遠い河川があります。

都市化の進行により、緑の減少そして水辺環境の変化などにより、多くの動植物は生息の場所を失い、市内では見られなくなった動植物もあります。

これらの自然環境の変化を受け止め人々がどう自然と共生していくかを大きな課題として、緑や水そして水辺空間の保全と創出により、緑と水辺の持つ機能が活かされたまちづくりが必要となっております。

このような市内の緑や水辺が失われつつある現状から、国民の健康で文化的な都市生活の確保を目的とした都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定し基本計画に基づいた緑の保全と創生に努めることが急務であります。そして現在策定中の都市計画マスタープランの中に、緑の基本計画を取り込み緑の豊かさを目標とした、まちづくりが求められます。

目 標

- (A) まちを取り囲む斜面林などの保全と創出 : 緑地保全地区の指定対応
新川耕地地区・思井柴崎地区・古駒木~総合運動公園地区・前ヶ崎地区・長崎地区
野々下地区
- (B) まとまった屋敷林を市民の森や散策の森としての保全と創出
特に市街化区域や調整区域にある森や現在市が借地としている市民の森
相続による物納対応 : 緑地保全地区の指定対応
はやぶさの森(昔から親しまれた野々下) 現在伐採進行
- (C) 市指定の保存樹の保全 : 宅地開発行為に対する対応
宅地開発指導要綱を改正し保存指定した樹木を伐採からまもるため保存を義務付ける内容に改正

- (D) 調整区域の保全 : 自然のオープンスペースとしての対応
 新川耕地地区・古間木野々下長崎地区・前ヶ崎地区
 特に古間木・野々下・長崎地区は総合運動公園の拡張し野々下水辺公園まで都市公園区域に指定
 新川耕地は江戸川と利根運河の合流付近を都市公園区域とし他は優良な農地として保全していく
- (E) 公園の一人当たり面積および緑被率 : 公園の一人当たり面積 10 m²以上 (国の目標 20 m²)、
 緑被率 45%以上 (緑の豊かさを実感する)
- (F) 公共施設の緑の創出
 a 学校 (小中高) および公共施設 : 屋上緑化を含む、
 b 道路や川 (国・県・公団を含む) : 街路樹・堤防の桜並木
 c 各小中学校に森の創生と校庭の芝生化・ビオトープ設置による生物の実践的な教育の場を創生
- (G) 事業所などの緑の創出 : 緑の条例・緑化協定
- (H) 住宅などの緑の創出 : 緑化協定 緑視率 30%以上 (緑の見掛け上の量)
- (I) 湧き水の保全創出による水辺の復活
 a 生活雑排水の小川や水路への放流対応 : 公共下水道の整備促進、
 未整備地区の合併浄化槽の整備
 b 水の循環の回復 緑の保全と雨水の地下還元 ・ 浸透樹の整備
 c 斜面林や屋敷林の保全 緑地保全地区の指定 (指定による緑地の順次公有地化)
- (J) 川の護岸の多自然護岸化と親水護岸整備・清流の回復 (水質目標 BOD5. 5mg/以下)
 江戸川・坂川・富士川・上富士川・利根運河・新明堀 ・新川承水路・今上落・八木川
- (K) 緑と水辺の回廊 うるおいとやすらぎ・ぶらり回廊の整備促進
 市民の森・公園・斜面林・川・湧水・鎮守の森を結ぶ「緑と水辺」の回廊の構築
- (L) 農地保全について農業者と市民の共生 産地産消の推進・農業協同組合との協働
 a 新鮮な野菜などの農産物を市民が購入し易くする仕組みづくり
 b 市民が緑の大地である農地の四季おりなす農のにおいを感じながら散策できる農の路構築
- (M) 防災や地球環境を形成する緑地の保全
 防災拠点の緑の充実・雨水の地下還元推進 (浸透マス、透水性舗装等)
- (4) みんなで取り組む保全と創出の仕組み : 「豊かな緑と水辺を永遠に」市民・事業者・行政の協働で
- ① 緑と水・水辺の保全と創出の取り組みについての市民と事業者・行政との役割分担 (緑と水・水辺についての環境学習を含む)
- (A) 市民・市民団体
 市民は緑や水辺の保全や創出を進めるにあたり市民が主体であり、市民の積極的な参加により計画への参加や施策の理解協力、緑や水辺の管理等。
- (B) 事業者
 企業活動から生ずる環境への負荷の削減にむけて、自ら環境形成の担い手として緑や水辺の保全や創出に積極的に参加し地域の環境美化そして敷地の緑化に積極的に取り組む。
- (C) 行政
 ①行政は、緑の保全と創出の総合的な推進役として、市民や事業者、行政が協働して策定した施策の事業を行う。これらの推進体制の整備、財源確保、市民活動への積極的な支援そして普及啓発を進め市民、事業者と協働して緑と水辺の保全と創出を図る。また近隣市との連携や県・国への要望・関係機関との協議・調整を進める。
- ② 計画の進行管理と達成度の公表

⑤ 緑や水辺の保全・創出を行う為の財源：緑地保全地区内の地権者からの買取り請求対応で保全創出

緑地保全法による緑地地区の指定により緑地の法的担保を行い市民緑地を拡大しながら相続による土地売却や国への物納による樹木の伐採に対処するため公有地化の財源として国や県の補助によるほか市独自で環境緑税(仮称)なる税を設ける。環境緑税(仮称)の目的は市民が健康で文化的な都市生活を行うには、市民が等しく享受する美味しい空気(酸素)とやすらぎとうるおいある自然を永続的に確保するため法的に担保された市民の財産である斜面林や市民の森を公有地化し不動のものとするための特別税が必要です。緑の喪失を防ぐための財源として、地権者からの買取り請求に対し現在ある「ふるさと緑基金」では対応しきれず将来を見据えた財源の確保が急務であると考えられます。緑地保全地区指定した斜面林や市民の森の公有地化は、市民緑地の協定を進め、その保全の経過の途中で地権者の高齢化による相続税や管理不能による土地の買取り請求に对应される財源と緑の保全と創出に必要な財源の確保であり、市民(たとえば一人1,000円/年程度を目途)に環境緑税(仮称)として負担して頂き、市民が緑と水辺の豊かさを実感できる緑の保全と創出が必要であります。

3 創出のケーススタディ

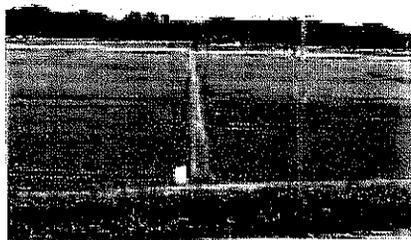
(1) 新川耕地の保存

① 現状と課題

- (A) 流山市の誇る米どころであり、自然が残されている緑地(300ha)である。
- (B) 江戸川と斜面林に挟まれた、「緑豊かな流山」を象徴する緑の顔である。
- (C) 流山インターチェンジに隣接する交通至便な場所にあり、将来への可能性を秘めた貴重な資産である。
- (D) 農業従事者の高齢化と後継者不足により、休耕田は拡大傾向にある。
- (E) 民有地のため、相続等により管理外の土地が拡大する懸念あり。

参考データ

H14/3	新川耕地有効活用計画より抜粋				単位 ; ha			比率 ; %
	面積	耕作田	休耕田	畑	埋立地	住地・学校	道路他	
全体	299.8	162.3	57.0	18.5	5.9	13.6	42.5	
〃 比率	100	54.1	19	6.2	2	4.5	14.2	
A地区	174.8	111.1	12.9	17.4	3.2	5.6	24.6	
〃 比率	100	63.5	7.4	10	1.8	3.2	14.1	
B地区	125.0	51.2	44.1	1.1	2.7	8.0	17.9	
〃 比率	100	41	35.3	0.9	2.1	6.4	14.3	



A地区; 有料道路の江戸川側地区



B地区; 有料道路の斜面林側地区

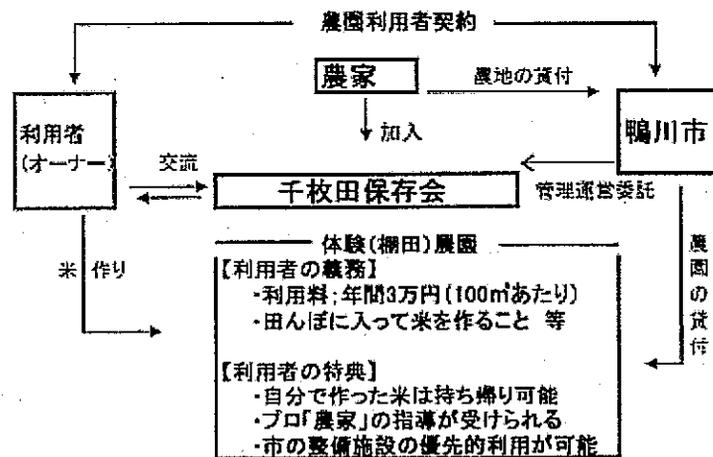
② 新川耕地保存のための提案

(A) オーナー制度の導入 (全国にある棚田保存会を参考とする)

- a 『新川耕地を保存する会』の創設
- b 市民・企業・大学ほかからオーナーを公募
- c 地域住民(耕作者)、耕地オーナー、保存会会員の協同による保存活動
- d 市が実施主体となり、管理運営を「耕地保存会」に委託
- e 地元小中学校の体験学習の場、都市住民と生産者との交流の場ができることによる、地域の活性化

千葉県「大山千枚田保存会」の例

鴨川市が実施主体となったオーナー制度



(B) オーナー制度導入までのステップ

- a 「保全区域指定」による緑化以外の転用禁止
- b 休耕地の有効活用
 - ・ 第1ステップ
学童教育の場、市民菜園(賃貸)、市民と農業従事者とのふれあいの場
 - ・ 第2ステップ
オーナー制度の導入
- c 「道の駅」開設
一般道、高速道路の双方からアクセス可能な道の駅の開設、作物の即売を通じた農業の活性化、特産品の創造、地産地消の促進等の効果が期待できる。

(2) 魅力ある運河地区街づくり

① 現状と課題

- (A) 小規模公園(運河水辺公園、運河河口公園、運河散策の森)の分散。
- (B) 千葉百選のひとつだが、魅力に乏しい。
- (A) 運河そのものが活用されていない。
- (C) 「東武運河駅」および駅前周辺の整備の遅れ、公園へのアクセスが不便。

② 提案

- (A) 江戸川べりまでを含めた市民憩いの場としての広域総合公園づくり
 - a 利根運河の保全と有効活用
 - ・ 運河の土手斜面の利用・活性化
芝桜等の植栽、自然の野草・野花の群生地を育てる等

- ・ 運河の水質改善
 - ・ 蛍が飛び交う運河等
- b レンタル自転車の導入(放置自転車の活用)
- c カヌー等水辺を利用したスポーツインフラの整備
- d 交通アクセスの整備(有料道路の早期無料化等)
- (B) 魅力ある街並みづくり
 - a 運河駅周辺の再開発
 - ・ 駅の高架化
 - ・ 歩行者専用道路の整備等
 - b 歴史記念館および交流の場の充実
 - c ビリケン像、運河霊場(八十八体のお堂)などのPR 促進

(3) 小川・湧き水

湧き水は、雨水が森林土壌に浸透し下層の浸透層を通して、自然に地表面に湧き出した水のことで一般に崖地や台地の下から湧き出し溜まり水(池)あるいは小川となって多様な動植物を育む自然の源であります。

市内には多くの谷津に湧き水が出ていて生活用水や農業用水として利用されていました。また江戸時代は馬の放牧場であった当市は、戦後急激な宅地開発によって、谷津田は埋め立てられ住宅や道路となって多くの湧き水箇所はなくなりました。

特に常磐新線および沿線区画整理事業により台地の樹林は伐採され「牛飼いの沢の池」など数箇所がなくなる他その影響で涸れはてる所もあると云われています。

現在湧き水の大部分は民家の屋敷内や斜面林等の民有地であり、西深井や思井・芝崎・鱒ヶ崎・古間木・野の下・名都借・前ヶ崎などの斜面林を形成している台地の裾に残っています。湧き水

は自然の源として保存し、その保全の度合いを環境指標として整備保全していく必要があります。昨今人里はなれた所の湧き水箇所はゴミ等の不法投棄し湧き水喪失の原因になっています。

① 目標

現在市が事業化している「湧き水ふれあい保全事業」(平成13年度より)を積極的に推進し整備を行うことが湧き水を中心とした樹林地の保全拡大につながり、市民が良好な自然の大切さを認識する原点とすることを目標とします。

西平井・前ヶ崎の整備済みから残された湧き水箇所の整備を順次進め「緑や水辺の回廊」のネットワークの中に取り入れる。

② 取り組み

- (A) 民家の屋敷内にある湧き水の保全は地権者の協力の下に「保存湧き水」として市民に開放する。
- (B) 湧き水を源にした自然型小川の回復整備
- (C) 市民参加のもとに地域ごとに整備計画を作り、日常の清掃管理は市民に任せる。
- (D) 「緑と水辺」回廊として標識等を設置する。
- (E) 湧き水マップ(パンフレット)の作成



長崎の湧水

(4) 住宅街の緑、流山市の生垣について

流山市では緑豊かで災害（過去の宮城沖地震ではブロック塀の下敷きになり犠牲者多数）に強い街にする為に住宅地の生垣作りに対し補助制度がある。流山市公園緑地課が窓口となっており、平成14年度の生垣設置補助件数は13件であった。

総設置延長 168.2m、樹種はキャラ・ベニカナメモチ・ツゲ 等

① 補助の対象

- (A) 市内に住宅を所有、または建てようとする個人で、流山市税を完納していること。
- (B) 対象は道路に面した部分のみです。生垣の延長が3m以上のものであること。

② 補助金の額

- (A) 1mあたり6,000円以内で工事費の半額を補助(限度額60,000円)
- (B) 自力で行う場合は樹木購入費の半額を補助(限度額60,000円)
- (C) 平成15年の補助金総額は50万円

③ 住宅街の生垣事例（前ヶ崎地区）

前ヶ崎は流山市の東部地区にあり、西側の富士川を挟んで隣は松戸市幸田、南側は松戸市根木内と柏市中新宿、東側は流山市名都借、北側は八木に囲まれた前ヶ崎城址から国道6号線（水戸街道）を挟んで細長く住宅地（市街化区域）と農地（市街化調整区域）とが共存している地域です。

前ヶ崎地域の生垣を見るとブロック塀だけという家は少なくブロックと生垣、フェンスと生垣の混合が多く生垣のみというのは混合に比べると少ないが住民の緑に対する意識が高く、住宅街の傾斜地にはあじさい通りと東部あじさい苑があり、住民が自主的に刈り込み等の役割を担っていた。

このように緑に対し現住民は積極的に参加していますが、このままの緑を次世代の人が守っていく仕組みが必要です。



前ヶ崎地区の生垣



前ヶ崎地区のアジサイ

④ 住宅街における緑（生垣）の取り組み

(A) 緑の生垣の機能と目的

- a 隣地の境界、目隠し、防風、防水、防塵、日除け、鑑賞等
- b 緑の美しさ等により、和やかで開放的な街並み景観の創出
- c 四季折々に変わる変化は、住居に風情を醸し出し健康維持と地域の温暖化の緩和
- d 地震時生垣による事故防止

・ ブロック塀の場合は倒壊による事故が多いため

* ここで生垣は緑の生垣をいう。

(B) 取り組み

- a 大規模開発による住宅(戸建、高層住宅)は、宅地開発要綱の改正を行って緑敷地面積割合を増やす等により指導。
- b 小規模な増築については、建築確認申請時に生垣等の緑地指導を行う
- c 高層住宅等は屋上緑化を義務付ける。
- d 住宅と緑によって、調和のとれた街並みを創出するため、地域毎に緑化の取り決めを進め緑化協定の推進を図る。
- e 市内から住宅街のブロック塀をなくすため、早期に残ったブロック塀の調査をし、地権者にブロック塀から緑の生垣に変更への指導を強化し、解消を図る。
- f 緑の生垣のデータを蓄積し、緑量の確保を行うこと。

(5) 校庭の芝生化・学校ビオトープ

つくばエクスプレスの開業に伴い、流山市の都市化の進展は今後とも避けられない状況にあると考えられる。

都市部において、校庭は貴重なオープンスペースであり、例えば、東京の豊島区で公立小中学校の校庭を全部芝生化すると、既存の公園面積の2倍が新たに緑化されることとなるといわれている。又、地域活動の拠点として、学校施設を活用するにあたっては、ある種公園のような景観や環境保全、レクリエーション機能なども望まれる。

① 校庭の芝生化

(A) 校庭芝生化の目的と効果

a 教育上の効果

- 教育体育活動の活発化
天然芝グラウンドの持つ弾力性や柔らかさは、他の表面舗装財と比べ、格段に安全である。また、炎暑のおりには快適で潤いのある学習環境となる。地域の人々や高齢者との交流活動の核としても利用可能となる。
- 環境・体験教育の教材
環境教育の教材として利用することにより、植物の持つ強さや脆さを体験することができる。

b 環境保全上の効果

- 美観の向上
緑化全般と同様の美観の向上という効果がある。校庭は一般に校地面積の約半分を占めるため、他の施策に比べ効果はより大きくなる。
- 砂塵の飛散防止、泥濘化の抑制
砂塵飛散害が解消される。千葉県印旛村立平賀小学校の緑化も、砂塵飛散の防止がきっかけとなった。又、従来の土舗装では降雨後のぬかるみが問題となることが多いが、芝生化の際の排水確保により泥濘化の抑制が図れる。
- 微気象の調整等
ヒートアイランド現象の緩和等

(B) 校庭芝生化の課題

a 維持管理の問題

- 文部科学省による屋外教育整備事業の補助は、新設時のみであり維持管理経費については補助がないため、維持管理費の捻出が最大の課題。
- 住民参加やボランティアの活用
- 資・機材等の共有化、労力の地域としての組織化
- 地域内での芝生生産の実施(産業化等)によりエリア内の新設や補修の需要を賄う。

例えば、上越市ではみやこ（品種）を数千平方メートル栽培し、市内農地の畦道緑化に使用している例もある。

b 校庭芝生の運用

● 養生期間の確保

土やハードな干そうのグラウンドに比べ芝生の校庭は明らかに使用可能時間が減少する。校庭という環境では養生期間の確保が最も難しい課題の一つといえる。高機能なスポーツターフではなく、練習グラウンドの場合でも年間 1000 時間の使用が限度とされている。

年間 1000 時間使用時の週使用日数と使用時間

週当りの使用日数	1 日あたり使用時間	年間使用時間
週 2 日	10 時間	1040 時間
週 3 日	6 時間	936 時間
週 4 日	5 時間	1040 時間
週 5 日	4 時間	1040 時間
週 6 日	3 時間	936 時間

養生期間はある程度まとめた方が効果があることから、養生期間の選定が重要であるが、夏休み期間中のみでは確保は困難。

全面芝生化ではなく部分芝生化を検討するなど、校庭の使用状況とあわせ、メンテナンス期間の確保を弾力的に行う必要がある。

● 環境負荷の小さい手法の選択

建設残土を出さない、リサイクル資材の使用、化学薬品を使用しない等

(C) 校庭緑化への取り組み事例

a 千葉県印旛村立平賀小学校の緑化

川淵チェアマンも絶賛——平成 13 年 4 月 19 日時事通信記事より

千葉県印旛村の平賀小学校は、平成 15 年 3 月まで校長を務めた佐藤光利さん（60）が中心となって校庭に芝生を植えたことで話題になっている。強風で起こる砂ぼこり対策として平成 11 年 10 月から芝生を植え始め、現在は校庭の約 1 万平方メートルが芝生に覆われ、近隣の学校のほか地域へも積極的に開放している。

平成 12 年 11 月には、「一つでも多くの、芝生に覆われた広場を」とする「百年構想」を掲げる J リーグの川淵三郎チェアマンが同校を訪れ、「冬は黄色くなる高麗芝かと思っていたが、洋芝でびっくりした」と、冬でも青々としている同校の芝生を絶賛したという。

「子供が外で遊ぶようになり、けがも減る」と芝生の効果を語る佐藤前校長だが、芝生の知識はほぼゼロからの出発だった。夏に植えるのが最適な洋芝を 10 月から植え始め、黄色く枯らせてしまう失敗もあったが、ゴルフ場のグリーンキーパーらに指導を仰いで肥料を工夫するなど、試行錯誤を重ねた。

芝生の整備で生徒が校庭に入れず、父母から苦情が寄せられることもあった。だが、春と秋の洋芝成長期には佐藤校長が毎朝 5 時半から芝を刈り、夏も「人間ドックの日以外は」欠かさず午前中散水するなどの地道な努力を重ね、現在の青い芝生の校庭が完成した。

4 月で定年を迎えた佐藤さんは、東京都調布市の東京スタジアムで学び、9 月からは米国でグラウンドキーパーの勉強をする。「正しいやり方を勉強して、第二の人生で日本の学校に芝生を広めたい」と、“芝生校長”の情熱は衰えていない。